

!!楽器変更に伴う演奏許諾・編曲許諾の有無について!!

★出版譜・レンタル譜 かつ JASRAC管理下の場合（一般的なケース）

著作者人格権－公表権，同一性保持権

→→→ 作曲者が有する

著作権（財産権）－上演権・演奏権，翻訳権・翻案権等

→→→ 作曲者が有する

著作権（財産権）－譲渡権，貸与権，複製

→→→ 出版社が有する

著作権（財産権）－上演権・演奏権 については，著作権使用料としてJASRACを通して作曲者へ主催者が支払う

著作権（財産権）－譲渡権，貸与権，複製 については，購入等として販売店を通して出版社へ演奏者が支払う

★未出版譜 または JASRAC管理下外の場合

著作者人格権－公表権，同一性保持権

→→→ 作曲者が有する

著作権（財産権）－譲渡権，貸与権，複製，上演権・演奏権，翻訳権・翻案権等

→→→ 作曲者が有する

著作権（財産権）－上演権・演奏権 については，演奏許諾料として作曲者（編曲者）本人へ演奏者が支払う

著作権（財産権）－譲渡権，貸与権，複製 については，購入費等として作曲者本人（編曲者）へ演奏者が支払う

国内作品と一部の海外作品は，JASRAC管理下かどうかを JASRAC作品データベース「[J-WID](#)」で検索して調べることができます。

♪ 《O》独奏楽器とピアノ伴奏, または独奏楽器（無伴奏）のオリジナル作品

【1】作曲者の没後70年+戦時加算日数を経過している《作曲者の著作権が消滅》

- [1] 国内出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜
 - [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
 - [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者）：不要
- [2] 海外出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜
 - [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
 - [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者）：不要
（例）全音楽譜出版社ほかの C.サン＝サーンスの「クラリネット・ソナタ」を Bass Clarinet で演奏
- [3] 未出版
 - [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
 - [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者）：不要

【2】作曲者の没後70年+戦時加算日数を経過していない《作曲者の著作権が保護期間内》

- [1] 国内出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜
 - (1) JASRAC管理下
 - [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
 - [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者）：**必要**
 - (2) JASRAC管理下外 →→→ 未出版扱い。[3]を参照
- [2] 海外出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜
 - (1) 出版社の所属する著作権管理団体が「JASRACが日本国内において管理する外国団体レパートリー」に記載されている（JASRAC管理下の扱い）
 - [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
 - [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者）：**必要**
（例）Studio Music Co社の P.スパークの「イナの歌」を Tenor Sax.で演奏
 - (2) 出版社の所属する著作権管理団体が「JASRACが日本国内において管理する外国団体レパートリー」に記載されていない（JASRAC管理下外の扱い）
→→→ 未出版扱い。[3]を参照
- [3] 未出版
 - [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾（作曲家→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要
 - [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（作曲家→編曲者）：**必要**

※**作曲家（遺族を含む）が編曲者の2次的著作物の利用を認めていない場合は、演奏許諾（作曲家（遺族を含む）→演奏者）になる場合がある。**

【3】ダウンロード販売の楽譜

- [1] 出版済みの楽譜の電子データ販売 →→→ 《O》- [1] - [1], 《O》- [1] - [2], 《O》- [2] - [1], 《O》- [2] - [2] に準ずる
- [2] 出版済みの楽譜ではない電子データ販売 →→→ 《O》- [1] - [3], 《O》- [2] - [3] に準ずる
 - ※『**私的演奏限定**』や『**楽譜閲覧限定**』の条件がついている場合は、**公的な場での演奏はできません。**
 - ※「ダウンロード販売の楽譜を使用する場合の【確認事項】」をお読みください。

【4】コピーの楽譜（出版譜の手書き写譜を含む）

- [1] 作曲家（遺族を含む）の意思に因る絶版 →→→ コピーできません。公的な場での演奏もできません。
- [2] 「休版中で重版時期が未定」、「版元在庫切れ」、作曲家（遺族を含む）の意思に因らない「絶版」の場合 →→→ 出版社に問い合わせ、必要な手続きや料金の支払いをする。

♪ 《A》独奏楽器とピアノ伴奏、または独奏楽器（無伴奏）のアレンジ作品

※最初の編曲者を〔甲〕、編曲譜をさらに編曲した演奏時の編曲者を〔乙〕（存命の人物）とする。

【1】作曲者の没後70年+戦時加算日数を経過している《作曲者の著作権が消滅》

<X> 《編曲者〔甲〕の著作権が消滅》

[1] 国内出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
- [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要

[2] 海外出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
- [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要

（例）Durand&Ci社のCello独奏とPiano伴奏にL.Garban〔甲〕（著作権消滅）が編曲したC.サン＝サーンスの「組曲『動物の謝肉祭』より象」をTubaで演奏

[3] 未出版

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
- [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要

<Y> 《編曲者〔甲〕の著作権が保護期間内》

[1] 国内出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
- [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（出版社→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者〔乙〕）：**必要**

（例）音楽之友社のFlute独奏とPiano伴奏に堀内貴晃〔甲〕（著作権保護期間内）が編曲したB.バルトークの「ルーマニア民俗舞曲」をPicc.で演奏

※この場合は楽器変更許諾（出版社→演奏者）

[2] 海外出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
- [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（出版社→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者〔乙〕）：**必要**

[3] 未出版

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔甲〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要
- [ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（編曲者〔甲〕→編曲者〔乙〕）：**必要**

※編曲者〔甲〕（遺族も含む）が編曲者〔乙〕の2次著作物（編曲者〔甲〕から見て）の利用を認めない場合は、

演奏許諾（編曲者〔甲〕（遺族も含む）→演奏者）になる場合がある。

【2】作曲者の没後70年+戦時加算日数を経過していない《作曲者の著作権が保護期間内》

<X>《編曲者〔甲〕の著作権が消滅》・・・作曲者よりも編曲者が先に亡くなっているケース。該当するケースはほとんどない。

[1] 国内出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

(1) JASRAC管理下

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
[ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者〔乙〕）：**必要**

※出版社が編曲者〔乙〕の3次的著作物の利用を認めない場合は、演奏許諾（出版社→演奏者）になる場合がある。

(2) JASRAC管理下外 →→→ 未出版扱い。[3]を参照

[2] 海外出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

(1) 出版社の所属する著作権管理団体が「JASRACが日本国内において管理する外国団体レパートリー」に記載されている（JASRAC管理下の扱い）

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
[ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者〔乙〕）：**必要**

※出版社が編曲者〔乙〕の3次的著作物の利用を認めない場合は、演奏許諾（出版社→演奏者）になる場合がある。

(2) 出版社の所属する著作権管理団体が「JASRACが日本国内において管理する外国団体レパートリー」に記載されていない（JASRAC管理下外の扱い） →→→ 未出版扱い。[3]を参照

[3] 未出版

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾（作曲者（遺族も含む）→演奏者）：**必要**、演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要
[ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（作曲者（遺族も含む）→演奏者）：**必要**、演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要**
/ 編曲許諾（作曲者（遺族も含む）→編曲者〔乙〕）：**必要**

※作曲者（遺族も含む）が編曲者〔乙〕の3次的著作物の利用を認めない場合は、演奏許諾（作曲者（遺族も含む）→演奏者）のみになる場合がある。

<Y>《編曲者〔甲〕の著作権が保護期間内》

[1] 国内出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

(1) JASRAC管理下

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
[ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者〔乙〕）：**必要**

※出版社が編曲者〔甲〕の2次的著作権も有し、編曲者〔乙〕の3次的著作物の利用を認めない場合は、演奏許諾（出版社→演奏者）になる場合がある。

(例) 全音楽譜出版社のA.Sax.独奏とPiano伴奏に啼鵬が編曲したA.ピアソラの「アディオス・ノニーノ」をB.Sax.で演奏 ※この場合は楽器変更許諾（出版社→演奏者）

(2) JASRAC管理下外 →→→ 未出版扱い。[3]を参照

[2] 海外出版社から紙媒体（書籍・冊子）で出版されている楽譜（電子データ楽譜を含む）・レンタル譜

(1) 出版社の所属する著作権管理団体が「JASRACが日本国内において管理する外国団体レパートリー」に記載されている（JASRAC管理下の扱い）

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾：不要 / 編曲許諾：不要
[ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾（出版社→編曲者〔乙〕）：**必要**

※出版社が編曲者〔甲〕の2次的著作権も有し、編曲者〔乙〕の3次的著作物の利用を認めない場合は、演奏許諾（出版社→演奏者）になる場合がある。

(2) 出版社の所属する著作権管理団体が「JASRACが日本国内において管理する外国団体レパートリー」に記載されていない（JASRAC管理下外の扱い） →→→ 未出版扱い。[3]を参照

[3] 未出版

- [i] 楽譜通りで演奏 →→→ 演奏許諾（作曲者（遺族も含む）→演奏者）：**必要**、演奏許諾（編曲者〔甲〕（遺族も含む）→演奏者）：**必要**、
演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要** / 編曲許諾：不要
[ii] 楽器を変更して演奏 →→→ 演奏許諾（作曲者（遺族も含む）→演奏者）：**必要**、演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要**、演奏許諾（編曲者〔乙〕→演奏者）：**必要**
/ 編曲許諾（作曲者→編曲者〔甲〕）：**必要**、編曲許諾（編曲者〔甲〕（遺族も含む）→編曲者〔乙〕）：**必要**

※作曲者（遺族も含む）が編曲者〔甲〕の2次的著作物の利用を認めない、かつ、作曲者（遺族も含む）が編曲者〔乙〕の3次的著作物の利用を認めない場合は、演奏許諾（作曲者（遺族も含む）→演奏者）のみになる場合がある。

※**作曲家（遺族も含む）が編曲者【甲】の2次著作物の利用を認めない場合、編曲許諾（作曲家（遺族も含む）→編曲者【乙】）のみになる場合がある。**

【3】ダウンロード販売の楽譜

- [1] 出版済みの楽譜の電子データ販売 →→→ 《A》-【1】-<X>-【1】，《A》-【1】-<Y>-【1】，《A》-【2】-<X>-【1】，《A》-【2】-<Y>-【1】，
《A》-【1】-<X>-【2】，《A》-【1】-<Y>-【2】，《A》-【2】-<X>-【2】，《A》-【2】-<Y>-【2】に準ずる
- [2] 出版済みの楽譜ではない電子データ販売 →→→ 《A》-【1】-<X>-【3】，《A》-【1】-<Y>-【3】，《A》-【2】-<X>-【3】，《A》-【2】-<Y>-【3】に準ずる

※『**私的演奏限定**』や『**楽譜閲覧限定**』の条件がついている場合は、**公的な場での演奏はできません。**

※「**ダウンロード販売の楽譜を使用する場合の【確認事項】**」をお読みください。

【4】コピーの楽譜（出版譜の手書き写譜を含む）

- [1] 作曲家（遺族を含む）または編曲者【甲】（遺族を含む）の意思に因る絶版 →→→ コピーできません。公的な場での演奏もできません。
- [2] 「休版中で重版時期が未定」，「版元在庫切れ」，作曲家（遺族を含む）または編曲書の意思に因らない「絶版」の場合 →→→ 出版社にお問い合わせ、必要な手続きや料金の支払いをする。